日本郵政共済組合

被扶養者収入基準額一覧表

収入の種類	**収入の基準額**（収入の種類が複数ある場合は課税非課税問わず全ての収入を合算します。）
給与収入	原則、年額による判定。 認定対象者の年間収入が１３０万円未満 （認定対象が６０歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は１８０万円未満） ただし、会社等に勤務して月々給与を受けているような場合や家賃収入を得ている場合で、相当長期間にわたって毎月定まった収入があるときや、雇用保険等の受給者であるときには、より実態に即した月又は日を単位とした収入で認定の可否を判定
雇用保険の給付 **（失業給付）**	日額 3,612 円未満 （認定対象が６０歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は日額 5,000 円未満）
健康保険の給付 **（傷病手当金）**	次の①、②の両方の要件を満たしていることが必要です。 ※日額×360、月額×12 を年額とみなします。 ① 日額 3,612 円未満 （認定対象が６０歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は日額 5,000 円未満） ② 月額 108,334 円未満 （認定対象が６０歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は月額 150,000 円未満）
事業収入 **（営業、不動産、農業等）**	【事実発生日が２０２５年３月１日より前の場合】 直近の確定申告書の収入金額（総収入）から共済組合で認められる必要経費（※）を差し引いた額が 130 万円未満 （認定対象が６０歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は１８０万円未満） ※必要経費 ①売上原価 ②人件費 ③地代家賃（自宅と事務所が異なる場合のみ） ④種苗（農業収入の場合のみ） ⑤肥料（農業収入の場合のみ） ⑥小作料・賃借料（農業収入の場合のみ）
	【事実発生日が２０２５年３月１日以後の場合】 直近の確定申告書の収入金額（総収入）から必要経費を差し引いた額が 130 万円未満 （認定対象が６０歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は１８０万円未満）
年金収入	公的年金（非課税のもを含む）等、個人年金全てを合算した額が130万円（月額108,334円／日額3,612円）未満 （認定対象が６０歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は１８０万円（月額150,000円／日額5,000円）未満）
その他恒常的に得る収入 **（株の配当金等）**	税金控除前の総収入額が 130 万円未満 （認定対象が６０歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は１８０万円未満）

※ 年間収入（年額）の「年間」とは、必ずしも 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間を指してはいません。
事由発生時点から将来にわたっての 1 年間（12 か月）で想定される収入を見ます。